1 税率一覧表

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
県民税					
個人	均等割	左に同じ	1. 賦課期日	(減免)	
	年 2,000円 (1,500円)		1月1日	個人の市町村民税に	
	〔あいち森と緑づくり税 500 円		2. 納期	準ずる	
	を含む〕		個人の市町		
	()の税率は、平成25年度		村民税と同		
	まで適用		じ		
	所得割	左に同じ			
	1. 課税所得金額 4/100				
	(名古屋市に住所を有する者				
	$\frac{2}{100}$)				
	2. 土地建物等の譲渡所得に対す				
	る税率				
	(1)長期譲渡所得				
	ア 優良住宅地等以外の譲渡所				
	得 ² 100				
	イ 優良住宅地等の譲渡所得				
	(ア) 課税長期譲渡所得				
	2,000 万円以下 1.6 100				
	(イ) 課税長期譲渡所得				
	2,000 万円超				
	32 万円+(課税長期譲渡				
	所得 $-2,000$ 万円) $\times \frac{2}{100}$				
	ウ その年の1月1日において				
	所有期間が 10 年を超える一				
	定の居住用財産を譲渡した場				
	合の長期譲渡所得				
	(ア) 課税長期譲渡所得				
	6,000 万円以下 1.6 100				
	(イ) 課税長期譲渡所得				
	6,000 万円超				
	96 万円+(課税長期譲渡				
	所得-6,000 万円)× ² / ₁₀₀				
	(2) 短期譲渡所得 3.6 100				
	3. 株式等に係る譲渡所得等に対				
	する税率 2 100				

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
	配当割	左に同じ	毎翌日10日	PA76 F - R	
	記当前	生に向し	# 立口 10 口 ただし、源泉徴		
			収選択口座内		
	当等の額の ⁵ ₁₀₀				
			配当等は翌年		
			1月10日		
	株式等譲渡所得割	左に同じ	翌年1月10日		
	支払を受ける一定の特定口座にお				
	ける上場株式等の譲渡による所得				
	等の額の <u>5</u>				
法人	均等割	左に同じ	法人税法によ	(減免)	
	1. 資本金等の額 (資本金の額又は		る法人税の申	下記のうち知事が必	
	資本準備金の額を加えた金額		告期限	要と認める者	
	(保険業法に規定する相互会社			1. 公益社団法人又	
	にあっては純資産額)) が 50 億		公益法人等で		
	円を超える法人(公共法人等を		均等割のみを		
	除く)		課されるもの	条の2第1項の認	
	年 840,000 円 (800,000 円)		4月30日	可を受けた地縁に	
	2. 資本金等の額が10億円を超え			よる団体	
	50 億円以下である法人(公共法			3. 特定非営利活動	
	人等を除く)			促進法第2条第2	
	年 567,000円 (540,000円)			項に規定する法人	
	3. 資本金等の額が1億円を超え			4. 天災その他特別	
	10 億円以下である法人(公共法			の事情により被害	
	人等を除く)			を受けた者	
	年 136,500円 (130,000円)				
	4. 資本金等の額が1千万円を超				
	え1億円以下である法人(公共				
	法人等を除く)				
	年 52,500円 (50,000円)				
	5. その他の法人				
	年 21,000円 (20,000円)				
	()の税率は、平成21年3				
	月 31 日以前に開始する事業				
	年度まで適用				

7% II	CM -th	前年度の	AL HE	条例で定める免除及び	A 71/4 In
税目	税率	税率	納期	減免事項	免税点
	法人税割 1.8 100	左に同じ			
	資本金の額または出資金の額				
	が1億円以下で、かつ、法人税				
	額が年 1,500 万円以下のもの				
	1.0				
利子割	支払を受ける利子等の額の <u>5</u> 100	左に同じ	毎翌月10日		
事業税	100				
個人	1. 第一種事業 所得の 5/100	左に同じ	第1期	(免除)	
,,,,,	2. 第二種事業 所得の $\frac{4}{100}$			1. 生活保護法の規定に	
	3. 第三種事業		第2期	よる生活扶助又は生	
	(1) 法第 72 条の 2 第 10 項第 5		11月30日	業扶助を受ける者	
	号及び7号に該当するもの			2. 過疎地域内において	
	所得の 3 100		年の中途にお	租税特別措置法第 12	
	(2) その他のもの		いて事業を廃	条第4項の表の第1	
	所得の <u>5</u>		止したとき	号の規定の適用を受	
	100		知事が定め	ける設備であって、条	
			る目	例の規定によるもの	
				3. 過疎地域内において	
				畜産業又は水産業を	
				行う者で条例の適用	
				を受けるもの	
				(減免)	
				下記のうち知事が必	
				要と認める者	
				(1)天災その他特別の	
				事情により被害を受	
				けた者	
				(2)貧困により生活の	
				ため公私の扶助を受	
				ける者	
				(3)法施行令第7条各	
				号に掲げる障害者で	
				生活が困難であるも	
				の	
				(4)(2)及び(3)以	
				外の者で生活が困難	
				であるため事業税の	
				負担が著しく困難で	
				あるもの	

税目	税率	前年度の	納期	条例で定める免除及び	免税点
N		税率		減免事項	
法人	別表1のとおり	別表2の	別表3のとお	(免除)	
		とおり	ŋ	過疎地域内において	
				租税特別措置法第 45	
				条第3項の表の第1	
				号の規定の適用を受	
				ける設備であって、条	
特別法	1. 法人事業税所得金額課税法人	左に同じ	法人事業税の	例の規定によるもの	
人事業	(1)外形標準課税対象法人	生に同じ	伝八事来祝い 納期に準ずる		
税	其準法 / 配得割類の 260		W17991(C+1) 2		
196	(2)特別法人		令和元年 10 月		
	其準法人所得割額の 34.5		1日以降に開		
	(3) 上記以外の法人		始する事業年		
	基準法人所得割額の <u>37</u> 100		度に適用		
	2. 法人事業税収入金額課税法人		(文化) 题/[1		
	(1) 特定ガス供給業を行う法人				
	基準法人収入割額の $\frac{62.5}{100}$ [$\frac{30}{100}$]	30			
	(2) 電気供給業(小売電気事業	100			
	等、発電事業等及び特定卸供給				
	事業)を行う法人				
	其準法 人 収 入 割 類 の 40	$\frac{40}{100} \left[\frac{30}{100} \right]$			
	(3) 上記以外の法人	100 100			
	基準法人収入割額の 30 100	30			
	100 []は令和4年3月31日以]	100 [] は〕			
	前に開始する事業年度に適用	令和2年			
		3月31日			
		以前に開			
		始する事			
		業年度に			
		適用			
地方消	1. 譲渡割	左に同じ	1.個人事業者		
費税	課税資産の譲渡等に係る消費税		課税期間の		
	額の <u>22</u> 78		翌年3月末		
			目		
			2. 法人事業者		
			課税期間の		
			末目の翌日		
			から2か月		

- 57 -

-N	50 C	前年度の	,,,,,,	条例で定める免除及び	an are ex
税目	税率	税率	納期	減免事項	免税点
	2. 貨物割	左に同じ	課税貨物を保		
	課税貨物に係る消費税額の <u>22</u> 78		税地域から引		
			き取る日		
不動産	価格の 4 100	左に同じ	知事が定める	(減免)	課税標準に
取得税	◯ 平成 20 年4月1日から令和 ◯		目	天災等により災害を	ついて
	6年3月31日までの住宅又			受けた者等のうち知	
	は土地の取得 $\frac{3}{100}$			事が必要と認めるも	土地
				の	10 万円未満
				(免除)	
				過疎地域内において	家屋(建築
				租税特別措置法第 12	分)
				条第4項の表の第1	23 万円未満
				号又は第45条第3項	
				の表の第1号の規定	家屋(その
				の適用を受ける家屋	他)
				及びその敷地である	12 万円未満
				土地であって、条例の	
				規定によるもの	
県たば	1,000 本につき 1,070 円	令和3年	毎翌月末日	(免除)	
こ税		9月30日		1. 輸出又は輸出の目的	
		まで		で行われる輸出業者	
		1,000 本		に対する売渡し	
		につき		2. 本邦と外国との間を	
		1,000円		往来する本邦の船舶	
				又は航空機に船用品	
		令和3年		又は機用品として積	
		10月1日		み込むための売渡し	
		以降		3. 品質悪変又は破損等	
		1,000 本		のため販売に適しな	
		につき		いと認められる製造	
		1,070円		たばこの廃棄	
				4. 既にたばこ税を課さ	
				れた製造たばこの売	
				渡し又は消費等	

税目	税率	前年度の 税率	納期	条例で定める免除及び 減免事項	免税点
ゴルフ	1人1日につき	左に同じ	毎翌月末日		
場利用	1級 1,150円 2級 1,100円				
税	3級 950円 4級 800円				
	5級 650円 6級 500円				
	7級 400円				
	1. 65 歳以上 70 歳未満の者				
	の利用				
	2. 一定の競技会による利用				
	3. 早朝等の利用				
	以上に該当するものは2分の				
	1の税率を適用				
軽油引	1 ㎏につき 32, 100 円	左に同じ	毎翌月末日	(減免)	
取税				天災その他特別の事	
	(当分の間の税率			情により被害を受け	
	本則は1klにつき15,000円			た者のうち知事が必	
				要と認めるもの	
自動車	別表4のとおり	別表5の	別表6のとおり		取得価額に
税環境		とおり			ついて
性能割					50 万円以下
自動車	別表7のとおり	別表8の	別表9のとおり		
税種別		とおり			
割					
鉱区税	1. 砂鉱を目的としない鉱業権の	左に同じ	1. 賦課期日	(減免)	
	鉱区		4月1日	天災その他特別の事	
	(1) 試掘鉱区 100 アール毎		2. 納期	情により被害を受け	
	年額 200円		5月15日~	た者のうち知事が必	
	(2) 採掘鉱区 100 アール毎		5月31日	要と認めるもの	
	年額 400円				
	2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱				
	区				
	100 アール毎 年額 200 円				
	3. 石油又は可燃性天然ガスを目				
	的とする鉱業権の鉱区				
	$1 の税率の \frac{2}{3}$				
	(注) 100 アール未満の端数は 100				
	アールとみなす。				

		前年度の		条例で定める免除及び	
税目	税率	税率	納期	減免事項	免税点
固定資	1.4 100	左に同じ	1. 賦課期日	(減免)	
産税	100		1月1日	天災その他特別の事	
			2. 納期	情により被害を受け	
			(1)第1期	た者のうち知事が必	
			4月1日~	要と認めるもの	
			4月30日	(免除)	
			(2)第2期	過疎地域内において	
			7月1日~	租税特別措置法第 12	
			7月31日	条第4項の表の第1	
			(3)第3期	号又は第 45 条第3項	
			12 月1日~	の表の第1号の規定	
			12月25日	の適用を受ける償却	
			(4)第4期	資産で条例の規定に	
			2月1日~	よるもの	
			2月末日		
狩猟税	別表 10 のとおり	左に同じ	1. 賦課期日	(減免)	
			狩猟者の登	下記のうち知事が必	
			録を受ける	要と認めるもの	
			目	1. 天災その他特別	
			2. 普通徴収	の事情により被害	
			の方法によ	を受けた者	
			る場合の納	2. 貧困により生活	
			期は知事が	のため公私の扶助	
			定める日	を受ける者	
産業廃	1. 最終処分場に搬入する場合	左に同じ	毎翌月末日	(減免)	
棄物税	重量1トンにつき 1,000円			天災その他特別の事	
	2. 自らの産業廃棄物を自ら設置			情により被害を受け	
	する最終処分場に搬入する場合			た者のうち知事が必	
	重量1トンにつき 500円			要と認めるもの	

別表1 法人事業税の税率(令和4年度)

				税率()	は標準税率		
区分	法人の種類		適用区分	令和2年4月1日~	令和4年4月1日~	標準税率が適用	
12.77	127C*7/182790		// // // // // // // // // // // // //	令和4年3年31日	開始事業年度	される法人	
				開始事業年度	州如尹来牛及		
			年 400 万円以下の所得金額	3.65% (3.5%)		資本金の額又は出資	
	普通法人		年 400 万円を超え年 800 万円以	5. 519%	(F 20/)	金の額が1億円以下	
	資本金の額又は出資金の		下の所得金額	5. 519 /6	(3. 376)	で、かつ、年所得	
	額が1億円以下の法人		年 800 万円を超える所得金額			5,000 万円以下の法	
	公益法人等・人格		資本金の額又は出資金の額が			人(公益法人等及び人	
所	のない社団等を含		1,000万円以上で、3以上の都	7. 288%	(7.0%)	格のない社団等にあ	
金額	l t	所得割	道府県に事務所・事業所を有す			っては年所得 5,000	
所得金額課税法人		割	る法人			万円以下のもの)	
失			年 400 万円以下の所得金額	3.65%	(3.5%)		
	#E0104 I		年 400 万円を超える所得金額				
	特別法人		資本金の額又は出資金の額が			年所得 5,000 万円以	
	協同組合・医療法		1,000 万円以上で、3 以上の	5.098%	(4.9%)	下の法人	
	し 人など し		都道府県に事務所・事業所を				
			有する法人				
	電気(下欄の事業を除					資本金の額又は出資	
	く)・導管ガス供給業、保	収	収入金額	1.039%	(1.0%)	金の額が1億円以下	
	険業を行う法人	入割				で、かつ、収入金額が	
	電気供給業(小売電気事		収入金額	0.789% (0.75%)		年4億円以下の法人	
	業等、発電事業等及び特	所得割		1.85%		_	
収入金	定卸供給事業)を行う法	付加価値	直割	0. 37%		_	
収入金額課税法人	人	資本割		0. 1	5%	_	
祝 法 人						資本金の額又は出資	
		the state of		((()	(金の額が1億円以下	
	特定ガス供給業を行う法	収入割		1.039% (1.0%)	0.519% (0.48%)	で、かつ、収入金額が	
	人					年4億円以下の法人	
		付加価値	直割	_	0.77%	_	
		資本割		_	0.32%	_	
			年 400 万円以下の所得金額	0.514% (0.4%)			
			年 400 万円を超え年 800 万円	0.0050/ (0.50/)			
外形	de ade allo des edes 1 a a allo 1 a A	所得割	以下の所得金額	0.865% (0.7%)	. 0100/ (1.00/)		
標準課	外形 形 標準 選課 税 対 象 円を超える法人		年 800 万円を超える所得金額		1.216% (1.0%)	Me m to	
税対		又は出資金の額が1億 3足		1. 216% (1. 0%)		適用なし	
家 法 人	円を超える法人		事業所を有する法人				
		付加価値	直割	1. 21	44%		
		資本割		0. 5	06%		

別表2 法人事業税の税率(令和3年度)

				税率()	は標準税率	
				令和元年10月1日~		標準税率が適用
区分	法人の種類		適用区分	令和2年3年31日	令和2年4月1日~	される法人
				開始事業年度	開始事業年度	
			年 400 万円以下の所得金額	3. 65%	(3. 5%)	資本金の額又は出資
	普通法人		年 400 万円を超え年 800 万円以			金の額が1億円以下
	資本金の額又は出資金の		下の所得金額	5.519%	(5.3%)	で、かつ、年所得
	額が1億円以下の法人		年 800 万円を超える所得金額			5,000 万円以下の法
	公益法人等・人格		資本金の額又は出資金の額が			人(公益法人等及び人
	のない社団等を含		1,000万円以上で、3以上の都	7. 288%	(7.09/)	格のない社団等にあ
所得会	\$ 0.00 ATTEMPTED		道府県に事務所・事業所を有す	1. 200 /0	(1.076)	っては年所得 5,000
所得金額課税法人		所 得 割	道府県に争務所・争案所を有す る法人			万円以下のもの)
税法人		D1				カ州以下のもの)
			年 400 万円以下の所得金額	3. 65%	(3. 5%)	
	特別法人		年 400 万円を超える所得金額			
	(協同組合・医療法)		資本金の額又は出資金の額が	5.098% (4.9%)		年所得 5,000 万円以
	人など		1,000 万円以上で、3以上の			下の法人
			都道府県に事務所・事業所を			
			有する法人			
	電気(下欄の事業を除			1.039% (1.0%)		資本金の額又は出資
	く)・ガス供給業、保険業	収	収入金額			金の額が1億円以下
収入	を行う法人	入 割				で、かつ、収入金額が
収入金額課税法人			収入金額	1.039% (1.0%)	0.789% (0.75%)	年4億円以下の法人
税 法 人	電気供給業(小売電気事	所得割		_	1.85%	-
	業等及び発電事業等)を 行う法人	付加価値	直割	_	0.37%	_
	付り法人	資本割		_	0.15%	_
			年 400 万円以下の所得金額	0.514%	(0.4%)	
			年 400 万円を超え年 800 万円		(- =0()	
外形	4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	所	以下の所得金額	0.865%	(0.7%)	
標準	外形 標準 課税 対対象 に 日本要素年度末の資本金の 額又は出資金の額が1億 円を超える法人		年 800 万円を超える所得金額			
税対			3以上の都道府県に事務所・	1.216%	(1.0%)	適用なし
象法人			事業所を有する法人			
		付加価値	<u></u> 直割	1. 21	44%	
		資本割		0. 5	06%	
	•					-

- 63 -

別表3 法人事業税の納期

1. 法第72条の25第1項、法第72条の28第1項又は第72条の29第1項の法人	各事業年度終了の日から2月以内
[申告期限の延長]	
1. 災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合	知事が指定した日まで
2. 定款等の定めによる等の理由により決算について定時総会が招集されない場合	
(1) 定款等の定めにより事業年度終了の日から2月以内に定時総会が招集されない場合	3月以内
(2) 会計監査人がおり、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日から3月以内に定時総会が招集され	3月を超え6月を超えない範囲で指
ない場合	定する月数
(3) 特別の事情により事業年度終了の日から3月以内に定時総会が招集されない場合	3月を超える指定する月数
3. 通算法人の定款等の定めによる等の理由により期限までに申告納付することができない場合	
(1) 定款等の定めにより事業年度終了の日から2月以内に定時総会が招集されない場合等	4月以内
(2) 会計監査人がおり、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日から4月以内に定時総会が招集され	4月を超え6月を超えない範囲で指
ない場合	定する月数
(3) 特別の事情により事業年度終了の日から4月以内に定時総会が招集されない場合等	4月を超える指定する月数
2. 法第72条の26第1項の法人	事業年度開始の日から6月を経過し
	た日から2月以内
3. 法第72条の29第3項の法人	各事業年度終了の日から1月以内(当
	該期間内に残余財産の最後の分配又
	は引渡しが行われるときは、行われる
	日の前日まで)

- 64 -

別表4 自動車税環境性能割の税率(令和4年度)

					車税	軽自動車税			
対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	售	環境付	生能割	環境性能割			
				自家用	営業用	自家用	営業月		
電気自動車	_								
(燃料電池車を含む)									
	平成 30 年排出ガス基準適応								
天然ガス(CNG)自動車	(3.5t 以下の自動車)	_				0 %			
	又は								
	平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成			0	%				
プラグインハイブリッド自動車	_								
	平成 30 年排出ガス基準適合		85%達成						
	又は	令和 12 (2030) 年	75%達成						
クリーンディーゼル乗用車	平成 21 年排出ガス基準適合	度燃費基準(※)	65%達成			2	%		
	1,从21 干奶出水八盅牛起日		60%達成						
	上記以外			3%	2 %				
		85%達成		85%達成		0	%		%
ガソリンハイブリッド乗用車	**** 平成30年排出ガス基準50%低減達成	△∓r 10 (0000) /r	75%達成	1 %		0	70		
1.00番甲末	平成30年併田ガス基準30%収測達成 又は	令和 12 (2030) 年 度燃費基準 (※)	65%達成	0.0/	0.5%	1 %	0.50/		
LPG乗用車		及除實基準 (水)	60%達成	2 %	1 %	1,0	0.5%		
ポソリン帝 田本	平成17年排出ガス基準75%低減達成		55%達成	- 0/	- 0/	2% 2%	1 %		
ガソリン乗用車	上記以外			3%	2 %	2 %	2 %		
12.11.	****	令和2 (2020) 年	+ 5 %	0 %					
ガソリンハイブリッドバス	平成30年排出ガス基準50%低減達成	度燃費基準	達成車	1 %	0.5%				
(2.5トン以下)	又は	平成 27 (2015) 年	0/	- 0/	- 0/	-			
ガソリンバス	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	度燃費基準	+15%	2 %	1 %				
(2.5トン以下)	上記以外			3 %	2 %				
#VIV. / - II. 121 = /	***		+25%	0	%	0	%		
ガソリンハイブリッドトラック (2.5 トン以下)	平成30年排出ガス基準50%低減達成	平成 27 (2015) 年	+20%	1%	0.5%	1 %	0.5%		
ガソリントラック	又は	度燃費基準	. 2070	1/0	V. 0 /0	1/0	0.070		
(2.5トン以下)	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成		+15%	2 %	1 %	2%	1 %		
(2.5 12 1)	上記以外			3%	2 %		2 %		
	***		+15%	0	%				
	平成30年排出ガス基準50%低減達成	平成 27 (2015) 年	+10%	1 %	0.5%				
ガソリンハイブリ … ビバラ	又は	度燃費基準							
ガソリンハイブリッドバス (2.5 トン超~3.5 トン以下)	平成17年排出ガス基準75%低減達成		+ 5 %	2 %	1 %				
(2.5 トン超~3.5 トン以下) ガソリンバス	***		達成車	0	%	-	_		
ガンリンハス (2.5トン超~3.5トン以下)	平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成	度燃費基準	建以华	U	/0				
(2.0 ドン旭:~3.3 ドン以下)	又は	平成 27 (2015) 年	+15%	1 %	0.5%				
	平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成	度燃費基準	+10%	2 %	1 %				
	上記以外			3 %	2 %				

				自動	車税	軽自動	助車税
対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準	推	環境性	生能割	環境性	生能割
				自家用	営業用	自家用	営業用
	平成 30 年排出ガス基準適合	平成 27 (2015) 年	+15%	0	%		
	又は	大成 27 (2015) 平 度燃費基準	+10%	1 %	0.5%		
ディーゼルハイブリッドバス	平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	及於資產率	+ 5 %	2 %	1 %		
(2.5トン超~3.5トン以下)		令和2 (2020) 年	達成車	0	%		
ディーゼルバス	平成 21 年排出ガス基準適合	度燃費基準	連八平		/0		
(2.5トン超~3.5トン以下)	一十八 21 千折山 A 八 至 中 過 u	平成 27 (2015) 年	+15%	1 %	0.5%		
		度燃費基準	+10%	2 %	1 %		
	上記以外			3 %	2 %		
	***		+15%	0	%		
	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	平成 27 (2015) 年	+10%	1 %	0.5%		
ガソリンハイブリッドトラック	又は	度燃費基準	+ 5 %	2 %	1 %		
(2.5トン超~3.5トン以下)	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成		7 0 70 2 70 1 70				
ガソリントラック	***		+20%	0%			
(2.5トン超~3.5トン以下)	平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成	平成 27 (2015) 年	+15%	1 %	0.5%	-	
	又は	度燃費基準	+10%	2 %	1 %		-
	平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成						
	上記以外			3% 2%			
	平成 30 年排出ガス基準適合	平成 27 (2015) 年	+15%		%		
ディーゼルハイブリッドトラック	又は	度燃費基準	+10%	1 %	0.5%		
(2.5トン超~3.5トン以下)	平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成		+ 5 %	2 %	1 %		
ディーゼルトラック		平成 27 (2015) 年	+20%	ļ	%		
(2.5トン超~3.5トン以下)	平成 21 年排出ガス基準適合	度燃費基準	+15%	1 %	0.5%		
			+10%	2 %	1 %		
	上記以外	1		3 %	2 %		
ディーゼルハイブリッドバス・	平成 28 年排出ガス基準適合	平成 27 (2015) 年	+10%	0	%		
トラック	又は	度燃費基準	+ 5 %	1 %	0.5%		
(3.5トン超)	平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成		達成車	2 %	1 %		
ディーゼルバス・トラック	上記以外			3%	2 %		
(3.5トン超)							

- ※ 令和2 (2020) 年度燃費基準達成車に限る。
- バリアフリー・ASV特例(新車新規登録に限る)

対象自動車	控除額	対象期間
ノンステップバス	1,000 万円	
リフト付きバス (乗車定員 30 人以上の空港バス)	800 万円	
リフト付きバス(乗車定員 30 人以上)	650 万円	令和3年4月1日から
リフト付きバス(乗車定員 30 人未満)	200 万円	令和5年3月31日まで
ユニパーサルデザインタクシー	100 万円	
側方衝突警報装置を搭載した8トン超のトラック (被けん引車を除く。)	175 万円	

別表5 自動車税環境性能割の税率(令和3年度)

				自動	車税	軽自動車税	
対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基	準	環境性	生能割	環境性	生能割
				自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車							
(燃料電池車を含む)	_						
	平成 30 年排出ガス基準適合						
工体的 (CNC) 白融市	(3.5t 以下の自動車)					0	%
天然ガス(CNG)自動車	又は						
	平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	_		0	%		
プラグインハイブリッド自動車	_						
	平成 30 年排出ガス基準適合						
クリーンディーゼル乗用車	大成 30 午併山ガス屋平旭日 又は					2 %	2 %
ファ ファイ ヒル木川平	平成 21 年排出ガス基準適合					(1%)	2 /0
	十灰 21 中新山 // / / 本中 /						
			85%達成	0	%		
ガソリンハイブリッド乗用車	***	令和 12 (2030)	75%達成	1 %		0	%
	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	年度燃費基準	1070, 200	(0%)			·····
LPG乗用車	又は	(%)	65%達成	2 %	0.5%	1 %	0.5%
	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	(/*//	60%達成	(1%)	1 %	(0%)	0.070
ガソリン乗用車			55%達成	3 %	2%	2 %	1 %
	上記以外		·	(2%)		(1%)	2 %
ガソリンハイブリッドバス	***	令和2 (2020)	+ 5 %	0	%		
(2.5トン以下)	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	年度燃費基準	達成車	1 %	0.5%		
ガソリンバス	又は	平成 27 (2015)	+15%	2 %	1 %	-	-
(2.5トン以下)	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	年度燃費基準					
	上記以外	7		3 %	2 %		
ガソリンハイブリッドトラック	***		+25%	0	%	0	%
(2.5トン以下)	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	平成 27 (2015)	+20%	1 %	0.5%	1 %	0.5%
ガソリントラック	又は	年度燃費基準	+15%	2 %	1 %		1 %
(2.5 トン以下)	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成		1 13 70			2 %	
	上記以外	T	I	3 %	2 %		2 %
	****		+15%	0	%		
	平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成	平成 27 (2015)	+10%	1 %	0.5%		
ガソリンハイブリッドバス	又は TARRETHURS THE STORY MANAGEMENT AND THE S	年度燃費基準	+ 5 %	2 %	1 %		
(2.5 トン超~3.5 トン以下)	平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成			- /-			
ガソリンバス	★★★	令和 2 (2020) 達成車 年度燃費基準		0%		_	
(2.5 トン超~3.5 トン以下)	平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成 又は	平成 27 (2015)	+15%	1.0/	0.5%		
	平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準		1%	<u> </u>		
		十次於其盔甲	+10%	2 % 3 %	1 % 2 %		
	上記以外			3 %	∠ %		

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基	準		生能割		助車税 生能割	
				自家用	営業用	自家用	営業用	
	平成 30 年排出ガス基準適合	75-45 og (0015)	+15%	0	%			
	又は	平成 27 (2015)	+10%	1 %	0.5%			
ディーゼルハイブリッドバス	平成21年排出ガス基準10%低減達成	年度燃費基準	+ 5 %	2 %	1 %			
(2.5 トン超~3.5 トン以下)		令和2 (2020)	達成車	0	%			
ディーゼルバス	平成 21 年排出ガス基準適合	年度燃費基準			Ī			
(2.5 トン超~3.5 トン以下)		平成 27 (2015)	+15%	1 %	0.5%			
		年度燃費基準	+10%	2 %	1 %			
	上記以外			3 %	2 %			
	***		+15%	0	%			
	平成30年排出ガス基準50%低減達成又は	平成 27 (2015) 年度燃費基準	+10%	1%	0.5%			
ガソリンハイブリッドトラック	平成17年排出ガス基準75%低減達成	牛及 於其	+ 5 %	2 %	1 %			
(2.5 トン超~3.5 トン以下)	***		+20%	0	%			
ガソリントラック	平成30年排出ガス基準25%低減達成	平成 27 (2015)	= 0 (- 0/				
(2.5 トン超~3.5 トン以下)	又は	年度燃費基準	+15%	1 %	0.5%	-	_	
	平成17年排出ガス基準50%低減達成		+10%	2 %	1 %			
	上記以外	上記以外						
	平成 30 年排出ガス基準適合	平成 27 (2015)	+15%	0 %				
	又は		+10%	1 %	0.5%			
ディーゼルハイブリッドトラック	平成21年排出ガス基準10%低減達成	年度燃費基準	+ 5 %	2 %	1 %			
(2.5 トン超~3.5 トン以下)			+20%	0	%			
ディーゼルトラック	平成 21 年排出ガス基準適合	平成 27 (2015)	+15%	1 %	0.5%			
(2.5 トン超~3.5 トン以下)		年度燃費基準	+10%	2 %	1 %			
	上記以外	<u> </u>		3 %	2 %			
ディーゼルハイブリッドバス・	平成 28 年排出ガス基準適合	平成 27 (2015)	+10%	0	%			
トラック	ラック 又は		+ 5 %	1 %	0.5%			
(3.5 トン超)			達成車	2 %	1 %			
ディーゼルバス・トラック (3.5 トン超)	上記以外				2 %			

[※] 令和2年度燃費基準達成車に限る。

^{※ ()} は軽減税率(令和元年10月1日から令和3年12月31日に自家用乗用車を購入する場合に適用)

○ バリアフリー・ASV特例 (新規新車登録に限る)

対象自動車		控除額	対象期間
ノンステップバス	1,000 万円		
リフト付きバス(乗車定員 30 人以上の空港バス)		800 万円	A.T H F H.).
リフト付きバス (乗車定員 30 人以上)		650 万円	令和3年4月1日から
リフト付きバス (乗車定員 30 人未満)		200 万円	令和5年3月31日まで
ユニバーサルデザインタクシー		100 万円	
衝突被害軽減プレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及	及び側方衝突警報装置を搭載した8トン		
超 20 トン以下のトラック (けん引車及び被けん引車を除く。)		525 万円	
衝突被害軽減プレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した5トン以	下のバス等		
	5 トン超 12 トン以下のバス等		令和3年4月1日から
(September 47 Ab - 2°), In the Telepholium (An) H III To you find Live you like to the	3.5 トン超8トン以下のトラック	350 万円	令和3年10月31日まで
衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び側方衝突警報装	(けん引車及び被けん引車を除く。)	390 万円	
置を搭載した	8 トン超 20 トン以下のトラック		
	(けん引車及び被けん引車を除く。)		
側方衝突警報装置を搭載した8トン紹のトラック(被けん引車を除る	175 万円	令和3年4月1日から	
PRJ/周不言称衣匪を搭載したOドイ畑リドノツン(数けん別早をB	110 万円	令和5年3月31日まで	

^{※ 「}バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員 10 人以上のもの(立席を有するものを除く。)のことをいう。

- 69 -

別表6 自動車税環境性能割の納期及び条例で定める免除及び減免事項

納期	条例で定める免除及び減免事項
申告納付	(減免)
1. 道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登録がされる自	次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの
動車に係る自動車の取得 登録又は届出の時	1. 天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと
2. 道路運送車両法第 13 条<移転登録>の規定による登録を受ける	認められる自動車の取得
べき自動車の取得 登録を受けるべき事由があった日から 15 日を	2. 取得した自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅
経過する日	失又は損壊した場合における当該自動車の取得
3. その他の自動車の取得 取得の日から 15 日を経過する日	3. 身体障害者又は精神障害者等が、自ら運転する自動車を取得した場合
	における当該自動車の取得
	4. 重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障
	害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする
	者が運転する自動車を取得した場合 (重度身体障害者で年齢 18 歳未満の
	もの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合
	を含む。)における当該自動車の取得
	5. 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者
	又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当
	該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者(当該重度身体障
	害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。)が運転する自動車を
	取得した場合における当該自動車の取得
	6. 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車の取
	得
	7. 専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車の取得
	8. 医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車又はへき地巡回
	診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得

別表7 自動車税種別割の税率(年税額)(令和4年度)

株式					自乳	家用			當美				
# 日本日本日本				_		標準	税率						
部所改産 1 位以下 20,000 3,000 30,000 4,000 4,000 4,000 1						月以前に新 車新規登録	月以降に新 車新規登録	重課	軽課	標準税率	重課		
## 20		電気	自動車(燃料電池車を含	(t)				6, 500	7, 500		2, 000	4,000
日本の						29, 500	25, 000	33, 900	6, 500	7, 500	8, 600	2, 000	4, 000
日本学・シングと物能性できるか。 35,000 35,000 45,000 5,000 15,000 15,000 15,000 3,000 7,000 18 で 前 1383 39か 44以下 44以下 45,000 45,000 51,000 15,000 15,000 15,000 15,000 15,000 4,000 7,000 18分配 39形式 2585-258以下 53,000 57,000 65,700 14,500 17,000 25,000 25,000 4,000 15,0		ロー: 総 容	タリーエ : 積 3	ンジンを原動機 分の20超10以	後とするもの 人下	34, 500	30, 500	39, 600	8, 000	8, 500	9, 700	2, 500	4, 500
接対反 2.50至-36以下 51,00 50,00 50,00 12,50 15,70 15,00 4,00 5,00 10,		п-	タリーエ	ンジンを原動機		39, 500	36, 000	45, 400	9, 000	9, 500	10, 900	2, 500	5, 000
接地大量 2.6組一-2.4以下 51,000 50,000 12,500 12,500 15,700 16,000 4	乗用	総排名	元量 2	0超~2.50以下		45, 000	43, 500	51, 700	11,000	13, 800	15, 800	3, 500	7,000
接接交換 3.64日 - 49以下	車	総排名	気量 2.	50超~30以下		51,000	50, 000	58, 600	12, 500	15, 700	18, 000	4, 000	8, 000
接接文章 42回一4.60以下 76,500 75,500 87,000 19,000 23,600 27,100 6,000 12,000 14,000 14,000 15,000 23,600 27,100 6,000 14,000 14,000 15,000 17,000 17,000 11,000 12,000 27,500 40,700 46,500 10,500 20,500 20,500 10,000 11,000 12,000 12,000 12,000 11,000 12,000 27,500 40,700 46,500 10,500 20,500 20,500 10,000 11,000 12,000 12,000 11,000 12,000 12,000 11,000 12,000 13,000 15,000		総排名	元量 3	0超~3.50以下		58, 000	57, 000	66, 700	14, 500	17, 900	20, 500	4, 500	9, 000
接換交換 4.50億~6月以下 88.00 87,000 101,200 22,000 27,200 31,200 7,000 14,000 20,000 101,000 127,600 27,500 46,700 46,800 10,500 20,5		総排分	元量 3.	50超~40以下		66, 500	65, 500	76, 400	16, 500	20, 500	23, 500	5, 500	10, 500
接換交換 6 8 8 14 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		総排名	元量 4	0超~4.50以下		76, 500	75, 500	87, 900	19,000	23, 600	27, 100	6, 000	12,000
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		総排分	気量 4.	50超~60以下		88, 000	87, 000	101, 200	22, 000	27, 200	31, 200	7,000	14,000
# 大神教皇 1 に以下 16,700 18,300 4,300 12,700 14,000 3,500 12,700 14,000 3,500 12,700 14,000 3,500 11,000 12,700 14,000 3,500 11,000 12,700 14,000 3,500 11,000 12,700 15,100		総排名		-		111,000	110,000	127, 600	27, 500	40, 700	46, 800	10, 500	20, 500
表大機能量 1: 相子:以下			最大種	₹載量 1 t 以下			13, 200	14, 500	3, 300	10, 200	11, 200	3, 000	
### 148日 18以下			総排気 最大種	〔量 1ℓ以下 〔載量 1t超2t	: 以下		16, 700	18, 300	4, 300	12, 700	14, 000	3, 500	
## 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1 0 i 最大種	超 1.50以下 f載量	ロータリーエンジ ンを原動機とする		14, 300	15, 700	3, 600	11, 200	12, 300	3, 200	
# 1.56回		貨客	1 gi	超 1.50以下 [載量	総容積 3分の20		17, 800	19, 500	4, 600	13, 700	15, 100	3, 700	, , ,
### 1.50個		兼用車	1.50 最大種	2超 [載量			16, 000	17, 600	4, 000	12, 800	14, 000	3, 600	, , ,
# 大け線量			1.56 最大稚 1 t	.50超 ンを原動機とする 大積載量 もの 1t超2t以下 総容積 10超		19, 500		21, 400	5, 000	15, 300	16, 800	4, 100	
最大純軟量 1t 超~2t 以下 11,500 12,600 3,000 9,000 9,900 2,500 一			総排気量 1.50超 最大積載量				24, 000	26, 400	6, 000	18, 300	20, 100	4, 600	, ,
最大精軟量 2t 超~3t 以下 16,000 17,600 4,000 12,000 13,200 3,000 一 表大精軟量 3t 超~4t 以下 20,500 22,500 5,500 15,000 16,500 4,000 一 表大精軟量 4t 超~5t 以下 25,500 28,000 6,500 18,500 20,300 5,000		最大和	責載量	1t以下			8, 000	8, 800	2,000	6, 500	7, 100	2, 000	
最大舗蔵量 3t 超~4t 以下 20,500 22,500 5,500 15,000 16,500 4,000		最大和	責載量	1 t 超~2 t 以	下		11,500	12, 600	3,000	9,000	9, 900	2, 500	
及大橋蔵量 4 t 超~5 t 以下 25,500 28,000 6,500 18,500 20,300 5,000		最大和	資載量	2 t 超~3 t 以	下		16, 000	17, 600	4, 000	12,000	13, 200	3, 000	
ク 最大精酸量 5 t 超~6 t 以下 30,000 33,000 7,500 22,000 24,200 5,500 最大精酸量 6 t 超~7 t 以下 35,000 38,500 9,000 25,500 28,000 6,500 — 最大精酸量 7 t 超~8 t 以下 40,500 44,500 10,500 29,500 32,400 7,500 — 最大精酸量 8 t 超~9 t 以下 46,800 51,400 12,100 34,200 37,500 8,700 — 最大精酸量 9 t 超~10 t 以下 53,100 58,300 13,700 38,900 42,600 9,900 — 最大精酸量 10 t 超~11 t 以下 59,400 65,200 15,300 43,600 47,700 11,100 — 最大精酸量 11 t 超~12 t 以下 65,700 72,100 16,900 48,300 52,800 12,300 — 最大精酸量 12 t 超~13 t 以下 72,000 79,000 18,500 53,000 57,900 13,500 — 最大精酸量 13 t 超~15 t 以下 84,600 92,800 21,700 62,400 68,100 15,900 — 最大精酸量 15 t 超~16 t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 — 自動車 普通自動車であるもの 10,200 11,200 3,900 7,500 2,000 — 市通日動車で 7,500	,	最大和	資載量	3 t 超~4 t 以	下		20, 500	22, 500	5, 500	15, 000	16, 500	4, 000	
最大精酸量 5 t程~6 t以下 35,000 38,500 9,000 25,500 28,000 6,500 — 最大精酸量 6 t超~7 t以下 40,500 44,500 10,500 29,500 32,400 7,500 — 最大精酸量 5 t超~9 t以下 46,800 51,400 12,100 34,200 37,500 8,700 — 最大精酸量 9 t超~10 t以下 53,100 58,300 13,700 38,900 42,600 9,900 — 最大精酸量 10t 超~11t 以下 59,400 65,200 15,300 43,600 47,700 11,100 — 最大精酸量 11t 超~12t 以下 65,700 72,100 16,900 48,300 52,800 12,300 — 最大精酸量 12t 超~13t 以下 72,000 79,000 18,500 57,900 13,500 — 最大精酸量 13t 超~14t 以下 84,600 92,800 21,700 63,000 14,700 — 最大精酸量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 — 最大精酸量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 — 计小引目的事本 中亚电影中下 90,900 53,000 55,000 57,500 8,200 — 10,200 115,000 — 3,900 — 10,200 115,000 — 7,500 8,200 — 10,200 115,000 — 7,50	ラッ	最大和	資載量	4 t 超~ 5 t 以	下		25, 500	28, 000	6, 500	18, 500	20, 300	5, 000	
最大精酸量 7t 超~8t 以下 40,500 44,500 10,500 29,500 32,400 7,500 28,50	7	最大和	資載量	5 t 超~ 6 t 以	下		30, 000	33, 000	7, 500	22, 000	24, 200	5, 500	
最大精蔵量 8t 超~9t 以下 46,800 51,400 12,100 34,200 37,500 8,700 最大精蔵量 9t 超~10t 以下 53,100 58,300 13,700 38,900 42,600 9,900 最大精蔵量 10t 超~11t 以下 59,400 65,200 15,300 43,600 47,700 11,100 最大精蔵量 11t 超~12t 以下 65,700 72,100 16,900 48,300 52,800 12,300 最大精蔵量 12t 超~13t 以下 72,000 79,000 18,500 53,000 57,900 13,500 最大精蔵量 13t 超~14t 以下 78,300 85,900 20,100 57,700 63,000 14,700 最大精蔵量 13t 超~15t 以下 84,600 92,800 21,700 62,400 68,100 15,900 最大精蔵量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 中間 15t 超~15t 以下 90,900 99,700 23,300 7,500 8,200 2,000 中間 15t		最大和	資載量	6 t 超~ 7 t 以	下		35, 000	38, 500	9, 000	25, 500	28, 000	6, 500	
最大舗蔵量 9t 超~10t 以下 53,100 58,300 13,700 38,900 42,600 9,900		最大和	責載量	7 t 超~ 8 t 以	下		40, 500	44, 500	10, 500	29, 500	32, 400	7, 500	
最大機能量 10t 超~11t 以下 59,400 65,200 15,300 43,600 47,700 11,100 — 最大機能量 10t 超~11t 以下 65,700 72,100 16,900 48,300 52,800 12,300 — 最大機能量 12t 超~13t 以下 72,000 79,000 18,500 53,000 57,900 13,500 — 最大機能量 13t 超~14t 以下 78,300 85,900 20,100 57,700 63,000 14,700 — 最大機能量 15t 超~16t 以下 94,600 92,800 21,700 62,400 68,100 15,900 — 最大機能量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 — 计人引 中型自動車であるもの 10,200 11,200 3,000 7,500 8,200 2,000 — 普通自動車であるもの 5,300 5,300 7,500 8,200 — 被けん引 自動車 7,500 — 7,500		最大和	責載量	8 t 超~ 9 t 以	下		46, 800	51, 400	12, 100	34, 200	37, 500	8, 700	
最大機蔵量 11t 超~12t 以下 65,700 72,100 16,900 48,300 52,800 12,300 7,500 13,500 72,000 18,500 53,000 57,900 13,500 72,000 79,000 18,500 53,000 57,900 13,500 72,000 79,000 18,500 53,000 57,900 13,500 72,000 79,000 18,500 77,700 63,000 14,700 78,700 79,000 79,000 79,000 79,000 79,700 63,000 14,700 79,		最大和	責載量	9 t 超~10t 以	下		53, 100	58, 300	13, 700	38, 900	42, 600	9, 900	
最大積載量 12t 超~13t 以下 72,000 79,000 18,500 53,000 57,900 13,500 最大積載量 13t 超~14t 以下 78,300 85,900 20,100 57,700 63,000 14,700 最大積載量 14t 超~15t 以下 84,600 92,800 21,700 62,400 68,100 15,900 最大積載量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 17ん月 自動車 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 7,500 8,200 2,000 普通自動車であるもの 20,600 22,600 5,500 15,100 16,600 4,000 被けん引 自動車であるもの 5,300 7,500 7,500 8,200 2,000 7,500 7,500 7,500 7,500 7,500 7,500 7,500 8,200 2,000 7,500 8,200 8,200 2,000 7,500 8,200 8,200 2,000 7,500 8,200 8,		最大和	責載量	10t 超~11t 以	下		59, 400	65, 200	15, 300	43, 600	47, 700	11, 100	
最大機能量 12t 担 - 13t 以下 78,300 85,900 20,100 57,700 63,000 14,700 — 表大機能量 13t 超 - 14t 以下 78,300 85,900 20,100 57,700 63,000 14,700 — 最大機能量 14t 超 - 15t 以下 84,600 92,800 21,700 62,400 68,100 15,900 — 最大機能量 15t 超 - 16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 — けん引 中型自動車であるもの 10,200 11,200 3,000 7,500 8,200 2,000 — 普通自動車であるもの 20,600 22,600 5,500 15,100 16,600 4,000 — 被けん引 自動車 下が 10,200 5,300 — 3,900 — 7,500 — 7		最大和	責載量	11t 超~12t 以	下		65, 700	72, 100	16, 900	48, 300	52, 800	12, 300	
最大積載量 14t 超~15t 以下 84,600 92,800 21,700 62,400 68,100 15,900 最大積載量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 けん引 日動車 帯通自動車であるもの 10,200 11,200 3,000 7,500 8,200 2,000 ・型自動車であるもの 20,600 22,600 5,500 15,100 16,600 4,000 ・型自動車であるもの 5,300 - 3,900		最大和	責載量	12t 超~13t 以	下		72, 000	79, 000	18, 500	53, 000	57, 900	13, 500	
R 大橋載量 15t 超~16t 以下 90,900 99,700 23,300 67,100 73,200 17,100 - 15,500 - 15,500 17,100 17,100 - 15,500 17,100 17,100 17,100 11,200 11,200 11,200 11,200 11,200 11,200 11,200 11,500 4,000 - 15,500 15,100 16,600 4,000 - 15,500 15,100 16,600 4,000 - 15,500 15,100 16,600 4,000 - 15,500 15,100 16,600 4,000 - 15,500 15,100 16,500 1,000 1 1,500 1		最大和	最大積載量 13t 超~14t 以下			78, 300	85, 900	20, 100	57, 700	63, 000	14, 700		
けん引 自動車 小型自動車であるもの 10,200 11,200 3,000 7,500 8,200 2,000 - ・ 遊自動車であるもの 20,600 22,600 5,500 15,100 16,600 4,000 - ・ 被けん引 自動車 ・ 遊自動車であるもの 5,300 - - 3,900 - - - 下 7,500 - - 7,500 - - - -		最大和	責載量	14t 超~15t 以	下		84, 600	92, 800	21, 700	62, 400	68, 100	15, 900	
10 mm 10		最大和	責載量	15t 超~16t 以	下		90, 900	99, 700	23, 300	67, 100	73, 200	17, 100	
一型目動車であるもの				小型自動車で	あるもの		10, 200	11, 200	3, 000	7, 500	8, 200	2, 000	
検けん引 普通自動車で最大積載量が8±以		自	助車	普通自動車で	あるもの		20, 600	22, 600	5, 500	15, 100	16, 600	4, 000	
自動車 下 10,200 / 1,300 / 1			(被けん引 を				5, 300			3, 900			
普通自動車で最大積載量が8±超 10,200 円に8±を超える1±までごとに5,100 円を加算 7,500 円に8±を超える1±までごとに3,800 円を加算					・最大積載量が8t以		10, 200			7, 500			
				普通自動車で	・最大積載量が 8 t 超	10,200 円に	8 t を超える 1 t	t までごとに 5,	100 円を加算	7,500 円に8	t を超える 1 t	までごとに 3,8	00 円を加算

\	_			自乳	家用			営美		
			標準 令和元年9 月以前に新 車新規登録 した場合	税率 令和元年10 月以降に新 車新規登録 した場合	重課	軽課	標準税率	重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課
		乗車定員 30 人以下					12,000		3, 000	
		乗車定員 30 人超~40 人以下	·				14, 500		4,000	
	_	乗車定員 40 人超~50 人以下	·				17, 500		4, 500	
	般乗合用	乗車定員 50 人超~60 人以下	·				20, 000		5,000	
	角	乗車定員 60 人超~70 人以下	·				22, 500		6,000	
		乗車定員 70 人超~80 人以下	·				25, 500		6, 500	
バ		乗車定員 80 人超	:				29, 000		7,500	
ス		乗車定員 30 人以下		33, 000	36, 300	8, 500	26, 500	29, 100	7,000	
		乗車定員 30 人超~40 人以下		41,000	45, 100	10, 500	32, 000	35, 200	8,000	
		乗車定員 40 人超~50 人以下		49, 000	53, 900	12, 500	38, 000	41,800	9, 500	
	その他	乗車定員 50 人超~60 人以下		57, 000	62, 700	14, 500	44, 000	48, 400	11,000	
	165	乗車定員 60 人超~70 人以下		65, 500	72,000	16, 500	50, 500	55, 500	13, 000	
		乗車定員 70 人超~80 人以下		74, 000	81, 400	18, 500	57, 000	62, 700	14, 500	
		乗車定員 80 人超		83, 000	91,300	21,000	64, 000	70, 400	16,000	
小型	三輪車		6,000		6, 900	1, 500	4, 500	5, 100	1,500	
	霊きり	♪ う車	·				10, 100	11,600	3, 000	
	小型:	三輪車		6, 000	6, 900	1,500	4, 500	5, 100	1,500	
	小型四	9輪車		13, 200	14, 500	3, 300	10, 200	11, 200	3, 000	
	普通自	動車		18, 400	21, 100	5, 000	13, 500	15, 500	3, 500	
		総排気量10以下	23, 600	20,000	27, 100	5, 000				
特		総排気量10超~1.50以下	27, 600	24, 400	31,700	6, 500				
特種用途自		総排気量 1.50超~20以下	31,600	28, 800	36, 300	7, 500				
動力	+	総排気量20超~2.50以下	36, 000	34, 800	41, 400	9, 000				
車	ヤンピ	総排気量 2.50超~30以下	40, 800	40, 000	46, 900	10, 000				
	ング	総排気量30超~3.50以下	46, 400	45, 600	53, 300	11, 500				
	が車	総排気量 3.50超~40以下	53, 200	52, 400	61, 100	13, 500				
		総排気量40超~4.50以下	61, 200	60, 400	70, 300	15, 500				
		総排気量 4.50超~60以下	70, 400	69, 600	80, 900	17, 500				
		総排気量60超	88, 800	88, 000	102, 100	22, 000				

○ 自動車税種別割のグリーン化税制

1. 自動車税種別割の軽減

令和3 (2021) 年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率(年税額)が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		営業用 乗用車	その他
電気自動車(燃料電池車を含む)	A 465	免除	
プラグインハイブリッド自動車		王御	光脉
天然ガス自動車 (平成 21 (2009) 年排出ガス基準 10%以上低減達成又は平成 30 (2018) 年排出ガス基準適合)	概ね 75%軽減		
ガソリン自動車・L P G 自動車 (平成 30 (2018) 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 (2005) 年排出ガス基準 75%低減達成)	令和 12 (2030) 年度 燃費基準 90%達成	概ね 75% 軽減	対象外
クリーンディーゼル自動車 (平成 21 (2009) 年排出ガス基準適合又は平成 30 (2018) 年排出ガス基準適合)	概ね 50% 軽減	X) 9C7F	

※ 電気自動車 (燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度 平成29 (2017) 年度から令和4 (2022) 年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の 月割分及び翌年度から5年度分が全額免除となる。

2. 自動車税種別割の重課

令和4(2022)年4月1日現在において一定の自動車(一般乗合用バス、被けん引車、低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車))を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね税額が15%(バス・トラックは概ね10%)上乗せされる。

重課対象自動車の種	重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期							
ガソリン車・LPG車	平成 20 (2008) 年 3 月以前	すでに開始						
(新車新規登録から13年を超えるもの)	平成 20 (2008) 年 4 月~平成 21 (2009) 年 3 月	令和4 (2022) 年度以降						
ディーゼル車	平成 22(2010)年 3 月以前	すでに開始						
(新車新規登録から11年を超えるもの)	平成 22 (2010) 年 4 月~平成 23 (2011) 年 3 月	令和 4 (2022)年度以降						

別表8 自動車税種別割の税率(年税額)(令和3年度)

	_						自家用				當主	製用	
		\			標準	税率							
					令和元年 9月新 の り り 新 い 新 い の の の の の の の の の の の の の の の の	令和元年 10 月以降 に新車新 規登録し た場合	重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課	標準税率	重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課
	電気自	自動車(炸	燃料電池車を含	t)	29, 500	25, 000		6, 500	12, 500	7, 500		2,000	4,000
		元量 10			29, 500	25, 000	33, 900	6, 500	12, 500	7, 500	8, 600	2,000	4,000
	ロー! 総 容	タリーエ: 積 3ク	2超〜1.50以下 ンジンを原動機 分の20超10以		34, 500	30, 500	39, 600	8, 000	15, 500	8, 500	9, 700	2, 500	4, 500
	n-4	タリーエ:	50超~20以下 ンジンを原動機 2超3分の40以	とするもの 下	39, 500	36, 000	45, 400	9, 000	18, 000	9, 500	10, 900	2, 500	5, 000
乗用車	総排タ	元量 20	2超~2.50以下		45, 000	43, 500	51,700	11,000	22, 000	13, 800	15, 800	3, 500	7,000
4-	総排タ	元量 2.5	50超~30以下		51,000	50,000	58, 600	12, 500	25, 000	15, 700	18, 000	4,000	8, 000
	総排タ	3.6	2超~3.50以下		58, 000	57, 000	66, 700	14, 500	28, 500	17, 900	20, 500	4, 500	9, 000
	総排タ		50超~40以下		66, 500	65, 500	76, 400	16, 500	33, 000	20, 500	23, 500	5, 500	10, 500
	総排9	元量 40	2超~4.50以下		76, 500	75, 500	87, 900	19, 000	38, 000	23, 600	27, 100	6, 000	12, 000
	総排タ	元量 4.5	50超~60以下		88, 000	87, 000	101, 200	22,000	43, 500	27, 200	31, 200	7,000	14, 000
	総排9	式量 60 総排気			111,000	110,000	127, 600	27, 500	55, 000	40, 700	46, 800	10, 500	20, 500
		最大積	載量 1t以下			13, 200	14, 500	3, 300	6, 600	10, 200	11, 200	3,000	5, 300
			載量 1 t 超 2 t	以下		16, 700	18, 300	4, 300	8, 600	12, 700	14, 000	3, 500	6, 300
		最大積 1 t l	월 1.50以下 載量 以下	ロータリーエンジ ンを原動機とする もの		14, 300	15, 700	3, 600	7, 200	11, 200	12, 300	3, 200	5, 800
	貨客兼用車	最大積 1 t #	월 1.50以下 載量 超 2 t 以下	総容積 3分の20 超10以下		17, 800	19, 500	4, 600	9, 200	13, 700	15, 100	3, 700	6, 800
	用車	総排気 1.50 最大積 1 t l	超載量			16, 000	17, 600	4, 000	8, 000	12, 800	14, 000	3, 600	6, 700
		総排気 1.50 最大積	量 超	ロータリーエンジ ンを原動機とする もの 総容積 10超		19, 500	21, 400	5, 000	10, 000	15, 300	16, 800	4, 100	7, 700
		総排気 1.50 最大積	量 超			24, 000	26, 400	6, 000	12, 000	18, 300	20, 100	4, 600	9, 200
	最大和	責載量	1 t 以下			8,000	8, 800	2,000	4, 000	6, 500	7, 100	2, 000	3, 500
	最大和	責載量	1 t 超~ 2 t 以7	ř		11,500	12,600	3, 000	6, 000	9, 000	9, 900	2, 500	4, 500
	最大和	責載量 :	2 t 超~ 3 t 以7	ř		16, 000	17,600	4, 000	8, 000	12,000	13, 200	3, 000	6, 000
L	最大和	責載量 :	3 t 超~ 4 t 以7	ŕ		20, 500	22, 500	5, 500	10, 500	15, 000	16, 500	4,000	7, 500
トラック	最大和	責載量 -	4 t 超~ 5 t 以7	F		25, 500	28, 000	6, 500	13, 000	18, 500	20, 300	5, 000	9, 500
ク	最大和	責載量	5 t 超~ 6 t 以7	ř		30, 000	33, 000	7, 500	15, 000	22, 000	24, 200	5, 500	11,000
	最大和	責載量	6 t 超~ 7 t 以7	ř		35, 000	38, 500	9, 000	17, 500	25, 500	28, 000	6, 500	13, 000
	最大和	責載量	7 t 超~8 t 以7	F		40, 500	44, 500	10, 500	20, 500	29, 500	32, 400	7, 500	15, 000
	最大和	責載量 :	8 t 超~ 9 t 以7	ř		46, 800	51, 400	12, 100	23, 700	34, 200	37, 500	8, 700	17, 400
	最大和	責載量	9 t 超~10t 以7	F		53, 100	58, 300	13, 700	26, 900	38, 900	42, 600	9, 900	19, 800
	最大和	責載量 1	10t 超~11t 以7	F		59, 400	65, 200	15, 300	30, 100	43, 600	47, 700	11, 100	22, 200
	最大和	責載量 1	11t 超~12t 以7	ř		65, 700	72, 100	16, 900	33, 300	48, 300	52, 800	12, 300	24, 600
	最大和	責載量 1	12t 超~13t 以T	ř		72, 000	79, 000	18, 500	36, 500	53, 000	57, 900	13, 500	27, 000
	ļ		13t 超~14t 以T			78, 300	85, 900	20, 100	39, 700	57, 700	63, 000	14, 700	29, 400
			14t 超~15t 以7			84, 600	92, 800	21, 700	42, 900	62, 400	68, 100	15, 900	31, 800
I	最大和	責載量 1	15t 超~16t 以↑	ř		90, 900	99, 700	23, 300	46, 100	67, 100	73, 200	17, 100	34, 200
		ん引 助車	小型自動車で			10, 200	11, 200	3, 000	5, 500	7, 500	8, 200	2, 000	4, 000
	目り	107年	普通自動車で			20, 600	22, 600	5, 500	10, 500	15, 100	16, 600	4,000	8,000
	- Sector 1- 3	・ん引	小型自動車で	あるもの 最大積載量が8t以		5, 300				3, 900			
		助車	下			10, 200				7,500 7,500 EL-	g + た初ふっ	ー 1tまでごと	1- 3 800 m
		普通自動車で	最大積載量が8t超	10,200円に	:8 t を超える	1tまでごと	に 5, 100 円を	加算	7,500 円に を加算	ひいて他人の	112(_6	C 3,000 円	

					自家用			営業用			
			1 第7位	税率	H 395713				i		1
				代平 令和元年 10 月以降 に新報 規登新し た場合	重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課	標準税率	重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課
		乗車定員 30 人以下						12,000		3,000	6, 000
		乗車定員 30 人超~40 人以下						14, 500		4,000	7, 500
	_	乗車定員 40 人超~50 人以下						17, 500		4, 500	9, 000
	般乗合用	乗車定員 50 人超~60 人以下						20, 000		5, 000	10, 000
	崩	乗車定員 60 人超~70 人以下						22, 500		6, 000	11, 500
		乗車定員 70 人超~80 人以下						25, 500		6, 500	13, 000
バ		乗車定員 80 人超					[29, 000		7, 500	14, 500
ス		乗車定員 30 人以下		33, 000	36, 300	8, 500	16, 500	26, 500	29, 100	7,000	13, 500
		乗車定員 30 人超~40 人以下		41,000	45, 100	10, 500	20, 500	32, 000	35, 200	8,000	16, 000
		乗車定員 40 人超~50 人以下		49, 000	53, 900	12, 500	24, 500	38, 000	41,800	9, 500	19, 000
	そ の 他	乗車定員 50 人超~60 人以下		57, 000	62, 700	14, 500	28, 500	44, 000	48, 400	11,000	22, 000
	IE.	乗車定員 60 人超~70 人以下		65, 500	72, 000	16, 500	33, 000	50, 500	55, 500	13, 000	25, 500
		乗車定員 70 人超~80 人以下		74, 000	81, 400	18, 500	37,000	57, 000	62, 700	14, 500	28, 500
		乗車定員 80 人超	83,000		91, 300	21,000	41,500	64, 000	70, 400	16, 000	32, 000
小型:	三輪車			6, 000	6, 900	1,500	3,000	4, 500	5, 100	1,500	2, 500
	霊きり	∍う車						10, 100	11,600	3,000	5, 500
	小型:	三輪車		6, 000	6, 900	1,500	3,000	4, 500	5, 100	1,500	2, 500
	小型四	日輪 車		13, 200	14, 500	3, 300	6, 600	10, 200	11, 200	3,000	5, 300
	普通自	動車		18, 400	21, 100	5, 000	9, 500	13, 500	15, 500	3, 500	7,000
		総排気量10以下	23, 600	20, 000	27, 100	5, 000	10,000				
特		総排気量10超~1.50以下	27, 600	24, 400	31, 700	6, 500	12, 500				
種用冷		総排気量 1.50超~20以下	31,600	28, 800	36, 300	7, 500	14, 500				
種用途自動	牛	総排気量20超~2.50以下	36, 000	34, 800	41, 400	9, 000	17, 500				[
車	ヤンピ	総排気量 2.50超~30以下	40, 800	40, 000	46, 900	10, 000	20,000				
	ゲピング車	総排気量30超~3.50以下	46, 400	45, 600	53, 300	11,500	23, 000				
		総排気量 3.50超~40以下	53, 200	52, 400	61, 100	13, 500	26, 500				
		総排気量40超~4.50以下	61, 200	60, 400	70, 300	15, 500	30, 500				
		総排気量 4.50超~60以下	70, 400	69, 600	80, 900	17, 500	35, 000				
		総排気量 6 ℓ超	88, 800	88, 000	102, 100	22, 000	44, 000				[

○ 自動車税種別割のグリーン化税制

1. 自動車税種別割の軽減

令和2 (2020) 年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率 (年税額) が免除・軽減される。

THE COOK TO THE PROPERTY OF TH										
軽減対象自	免除・軽減率									
電気自動車(燃料電池車を含む)		<u> </u>								
プラグインハイブリッド自動車		全額免除								
天然ガス自動車 (平成 21 (2009) 年排出ガス基準 10%以上低減) クリーンディーゼル自動車 (平成 21 (2009) 年排出ガス基準適合又は平成 3	概ね75%軽減 (令和3 (2021) 年度のみ)									
平成 30(2018)年排出ガス基準 50%低減達成	令和2(2020)年度燃費基準+30%達成	概ね75%軽減 (令和3 (2021) 年度のみ)								
又は 平成 17 (2005) 年排出ガス基準 75%低減達成	令和2 (2020) 年度燃費基準+10%達成	概ね50%軽減 (令和3 (2021) 年度のみ)								

※ 電気自動車 (燃料電池車を含む)・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成 28 (2016) 年度から令和 4 (2022) 年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の 月割分及び翌年度から 5 年度分が全額免除となる。

2. 自動車税種別割の重課

令和3 (2021) 年4月1日現在において一定の自動車 (一般乗合用バス、被けん引車、低公害車 (電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車)) を除き、初度登録年月日から 13 年を経過したガソリン車・LPG車、11年を経過したディーゼル車は、概ね税額が 15% (バス・トラックは概ね 10%) 上乗せされる。

重課対象自動車の種	税率が重くなる年度	
ガソリン車・LPG車	平成 19 (2007) 年 3 月以前	すでに開始
(新車新規登録から13年を超えるもの)	平成 19(2007)年 4 月~平成 20(2008)年 3 月	令和 3 (2021)年度以降
ディーゼル車	平成 21(2009)年 3 月以前	すでに開始
(新車新規登録から 11 年を超えるもの)	平成 21 (2009) 年 4 月~平成 22 (2010) 年 3 月	令和 3 (2021)年度以降

別表 9 自動車税種別割の納期及び条例で定める免除及び減免事項

	納期	条例で定める免除及び減免事項
1. 賦課期日	4月1日	(免除)
2. 納 期	5月1日~5月31日	1. 商品であって使用しない自動車
	道路運送車両法第7条<新規登録>の規定による登	2. 消防自動車及び救急自動車
	録を賦課期日後翌年2月末日までの間に申請をした	3. 専ら公益の用に直接供する自動車で知事の認めるもの
	とき 登録の申請をした日	4. 平成 29 年度から令和4年度までの間に新車新規登録を受けた電気自動
		車及びプラグインハイブリット自動車
		(減免)
		1. 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認め
		るもの
		2. 身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車で、当該身体障害者又は
		精神障害者等が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの
		3. 重度身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車(重度身体障害者で
		年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する自
		動車を含む。)で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重
		度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転するもののう
		ち、知事が必要と認めるもの
		4. 身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又
		は精神障害者等が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者
		等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者(当該
		重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。)が運転す
		るもののうち、知事が必要と認めるもの
		(2~4については、いずれも障害者1人につき1台に限る。)
		5. 構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車のう
		ち、知事が必要と認めるもの
		6. 中古自動車販売業者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展
		示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの

別表 10 狩猟税の税率

- 1. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 16,500円
- 2. 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養 親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者 11,000円
- 3. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの 8,200円
- 4. 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者 又は扶養親族に該当する者 (農業、水産業又は林業に従事している者を除く。) 以外の者 5,500円
- 5. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円
- 6. 狩猟者登録を申請した日前1年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保 護法に基づく許可捕獲等に従事した者

平成27 (2015) 年4月1日から令和6 (2024) 年3月31日までの登録

- (1) 1の税率の者 8,200円 (2) 2の税率の者 5,500円 (3) 3の税率の者 4,100円 (4) 4の税率の者 2,700円

(5) 5の税率の者 2,700円

- 77 -

2 税制改正

税目	主 な 改 正 事 項
個人県民税	○ 住宅ローン控除限度額の見直し ・ 令和4年度以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者(住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した者に限る。)のうち、当該年分の住宅ローン控除額から当該年分の所得税額(住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額(最高9.75万円)の控除限度額の範囲内で減額する。
法人事業税	 ○ ガス供給業に係る収入金額課税の見直し ・特定ガス供給業については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課する。 ・一般ガス供給業については、資本金の額または出資金の額(以下「資本金」という。) 1 億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金 1 億円以下の普通法人等にあっては所得割額によって、それぞれ課する。 ・標準税率については以下のとおり。 1 特定ガス供給業 収入割 0.48%付加価値割 0.77%資本割 0.32% 2 一般ガス供給業 (1) 資本金 1 億円超の普通法人特価値割 1.2%資本割 0.5%所得割 1% (2) 資本金 1 億円以下の普通法人等所得割 5.3%年400万円以下の所得所得割 7.9% (3) 特別法人所得割 年400万円以下の所得 3.5%年800万円超の所得 4.9% (注) 令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用 ○ 大法人に対する所得割の軽減税率の見直し・付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課される法人に係る所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を 1 % とする等の所要の措置を講ずる。 ・令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。